第八条の六第一項及び第二項第一号（これらの規定を第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。）、第八条の十二、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三	又は第六十三条第一項（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号。以下「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法第十二条による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第六十三条第一項又は第六十四条第一項（平成八年租税特別措置法改正法第十二条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十五条第一項（平成八年租税特別措置法改正法第十二条の四第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十六条第一項（旧租税特別措置法第四十二条の六第一項、第四十二条の七第一項、第四十二条の十第一項若しくは第四十二条の十一の二第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三
第四十八条の十	第八条の六の規定	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三
第四十八条の十一	第八条の十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十三
第四十八条の十一の六	第八条の十六の六	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十六の六
第四十八条の十一の十三	第八条の十七	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十七
第四十八条の十一の十八	第八条の十九の三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三
第四十八条の十一の二十二第一項	第八条の二十第一項	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項
第四十八条の十一の二十五	第八条の二十三	附則第五条の三の規定により読み替えて適用される第八条の二十三

附則第五条の三の改正規定の次に次のように加える。

附則第五条の三の前に次の見出し及び一条を加える。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第五条の二の四　当分の間、第八条の六第一項（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する予定申告法人の同項（第四十八条の十において準用する場合を含む。）に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の課税標準となる法人税額のうちに租税特別措置法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定（次項から第四項までにおいて「特別税額加算規定」という。）により加算された金額がある場合における第八条の六第一項及び第四十八条の十の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の法人の第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」と、同条第十八項において準用する第八条の六第一項（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。）に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」と、同条第十八項において準用する第八条の六第一項及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。）に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」と読み替えて適用される第八条の六第一項及び同条第六項の規定（次項において「第八条の六の規定」という。）により読み替えて適用される第八条の六第一項及び第四十八条の十の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」と、「第八条の六第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第八条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」とする。

2　当分の間、第八条の六第一項（第八条の八及び第四十八条の十の三において準用する場合に限る。以下この項において同じ。）の法人の第八条の六第一項に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」とあるのは、「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第八条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」と、「第八条の六第一項」とあるのは「第八条の六第一項及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。）に規定する六月経過日の前日までに前事業年度分として納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額のうちに特別税額加算規定により加算された金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二条の六第一項及び第四十二条の十四第一項」と読み替えて適用される第八条の六第一項及び同条第六項の規定により読み替えて適用される第八条の六第一項及び第四十八条の十の規定の適用については、同項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）、第四十二